

令和4年度処遇改善加算等について

当法人の令和4年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に対する対応を以下のとおりとし、全職員に周知します。

(1) 算定する加算

① 介護職員処遇改善加算

事業所	加算区分	加算率
特別養護老人ホーム御菌寮	加算Ⅰ	8.3%
みその寮ショートステイサービス	加算Ⅰ	8.3%
デイサービスセンターみその	加算Ⅰ	5.9%
ホームヘルプサービスみその	加算Ⅰ	13.7%
在宅介護支援センターみその	対象外	
高屋地域包括支援センター	対象外	

② 介護職員等特定処遇改善加算

事業所	加算区分	加算率
特別養護老人ホーム御菌寮	加算Ⅰ	2.7%
みその寮ショートステイサービス	加算Ⅰ	2.7%
デイサービスセンターみその	加算Ⅱ	1.0%
ホームヘルプサービスみその	加算Ⅰ	6.3%
在宅介護支援センターみその	対象外	
高屋地域包括支援センター	対象外	

(2) 加算による給与等改善期間

令和4年6月～令和5年5月

(3) 賃金改善の対象

① 介護職員処遇改善加・・・介護職員

② 介護職員等特定処遇改善加算

A) 経験・技能のある介護職員（当法人での就業前の経験も勘案して10年以上の経験を有する介護福祉士）

B) その他の介護職員（A以外の介護職員）

C) その他の職種（但し、令和3年1月～12月における賃金の支給総額が440万円を超える職員については、当該加算による賃金改善を行わない。）

(4) 賃金改善項目

① 介護職員処遇改善加算 イ 基本給 □ 業務資格手当 ハ 職能等級手当 ニ 賞与

② 介護職員等特定処遇改善加算 イ 処遇改善手当 □ 賞与

(5) 賃金改善以外の処遇改善

- 資質の向上
 - 介護福祉士受験のための実務者研修受講に対する費用補助を含む受講支援
 - 介護職員による喀痰吸引等に関する受講料補助を含む受講支援
 - 認知症介護実践者研修・実践リーダー研修受講に対する費用補助を含む受講支援
 - 資格取得に向けた受験に対する「資格取得奨励金」の支給
- 労働環境・処遇の改善
 - 衛生管理者・労働安全衛生委員会の設置による各部署からの意見聴取
 - 目標管理制度の導入
 - 全館・全部署 LAN 接続による介護記録システムの導入
 - インカムの導入による連携の強化
 - 腰痛予防対策としての施設内研修の実施及び介護ロボットの導入
 - 広島県仕事と家庭両立支援企業の登録
 - 「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」スタンダード認証取得
 - 感染症まん延防止・事故発生防止等について委員会による要因分析及び職員への周知
 - 全職員に対するストレスチェックの実施
 - 全職員に対するインフルエンザ予防接種の勧奨と費用負担
 - 分煙スペースの設置
 - 介護の周辺業務を担当するサポートスタッフの雇用による業務負担軽減
 - 高年者を対象とした介護サポーターの雇用による業務負担軽減
- その他
 - 知的障害及び聴覚障害を持つ職員の雇用及び就業上の配慮
 - 夏祭り等の地域交流イベントの実施
 - 地元小学校における福祉学習の企画運営・職員の派遣
 - 民生児童委員協議会の定期会議に対する場所の貸出及び職員の参加
 - 地元保育所・小学校・中学校との交流
 - 住民によるボランティア活動の受入

令和4年4月分給与から 「介護職員処遇改善補助金」による賃金改善を開始します

● 制度の趣旨

- ① 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。
- ② 介護職員以外の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ③ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等(基本給及び毎月決まって支払われる手当)の引上げに使用することを要件とする
- ④ 対象期間は令和4年4月から令和4年11月(12月以降は新加算で対応)

● 本永福祉会の対応方針

- ① 対象事業所 特別養護老人ホーム御菌寮
みその寮ショートステイサービス
デイサービスセンターみその
ホームヘルプサービスみその
- ② 対象職種 介護職員及びその他の職員(介護サポーターを除く)
- ③ 補助金総額の見込(令和3年度介護報酬を基に試算) 約365万円
- ④ 改善額の目安 介護職員 常勤換算1名あたり 平均月額4,000円程度
その他職種 常勤換算1名あたり 平均月額1,500円程度
- ⑤ 改善方法 月額給与に新たな手当項目を設けて支給 夏季賞与にて調整
- ⑥ 改善期間 令和4年2月～9月(10月以降については新加算に移行する予定)

※対象外となる、

在宅介護支援センター・地域包括支援センター(4月以降)については、独自財源で別途改善